

一習志野市 市民農園利用の手引き一

1 農園を利用できる方

- ①利用を承認された方と、その同居の家族に限ります。
- ②いかなる理由があっても、農園を利用する権利を第三者に転貸または譲渡することはできません（他人へ「名義貸し」等は、一切認めません）。

2 利用期間

利用期間は、利用承認書に記載された期間とします。

- ・令和2年4月1日～令和4年3月15日（※）

※申込まれて次期利用も当選した場合には3月15日以降も引き続きご利用いただけます。

※習志野市と土地所有者の土地使用賃借契約が解除された場合は短縮することがあります。

3 利用区画

利用できる区画は、利用承認書に記載された区画とします。

区画以外の通路や共有地（駐輪場等）での栽培は禁止です。

4 賃料

賃料は1区画あたり年間10,000円です。

ただし、市が利用期間を6か月以下で貸し出した場合は5,000円とします。（月賦・日割りはありません。）

利用者の都合により途中解約した場合、納めた賃料は返還できません。

5 注意事項（利用ルール）

- ①農園では、野菜・花の栽培をしてください。樹木は植えないでください。
- ②雑草取りをこまめに行ってください。
 - ・雑草は病害虫が発生し、作物に悪影響を与えます。また、隣の区画の方などに大変迷惑をかけます。
 - ・周辺通路の雑草は、農園利用者の方々に除草するなど、共同の農園として著しく美観を損なうことのないよう、お互いに協力してください。
- ③野焼きは絶対にしないでください。

雑草及び残渣の処理は、区画内に埋めるか持ち帰ってください。
- ④隣接農地や隣接区域に、散布した農薬が飛散しないようにしてください。
- ⑤利用者が持込をした農具、資材等は区画内で保管するか持ち帰ってください。
- ⑥農園内には駐車場の設備がありません。

また、自転車は駐輪場に置くか、自分の区画内に置くようにして、通路などの共有部分や農園外には絶対に放置しないようにしてください。
申込みの際には、農園の所在地を確認していただき、徒歩や自転車で来園できる農園をお選びください。
- ⑦水道設備がありません。水はペットボトル等で持ち運びをしてください。
またトイレの設備はありません。
※バケツ等に水を汲んで置いておくと、ボウフラが発生してデング熱の発生の原因となりますのでお止め下さい。
- ⑧営利目的で作物を栽培することは禁止です。
- ⑨長期にわたる病気やけが、転出などで利用できなくなったときは、必ず、市に連絡してください。（返還の手続きをしていただきます）

6 利用承認の取り消し

- ①偽りまたは名義貸し等、不正な手段により農園の利用承認を受けたとき。
- ②農園以外の目的に使用したとき。
- ③上記注意事項に違反したときや、市からの連絡に対し改善が見られないとき。
- ④その他、管理運営に支障があると認められたとき。

7 原状回復の義務

農園利用者は、利用期間が終了したとき、利用承認を取り消されたとき、利用を辞退したときまたは農園を廃止した場合は、速やかに利用していた区画を原状に回復し返還してください。

なお、返還に伴う栽培物等の保証はいたしません。

8 その他

- 夏季は熱中症に注意して作業にあってください。
- 利用者募集は「広報習志野」や「市ホームページ」でお知らせします。
次回募集時に個別の通知は行いませんのでご注意ください。